

最終改正:

改正内容:令和6年4月1日訓令第12号 [令和6年4月1日]

○幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金交付要綱

令和6年4月1日訓令第12号

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農林水産物及び人畜への被害防止を図るため、新たに有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許の取得及び猟銃所持許可の取得に要する経費の助成を行い、有害鳥獣の捕獲従事者の増員及び有害鳥獣捕獲の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「有害鳥獣」とは、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣をいう。
- （2）「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定する、わな猟免許及び第1種銃猟免許をいう。
- （3）「猟銃所持許可」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条に規定する銃砲の所持の許可をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）町内に住所を有している者
- （2）町税等の滞納がない者
- （3）ほろのべ猟友会（以下「猟友会」という。）に入会し、補助金を受けた年度の翌年度から、町から有害鳥獣の捕獲活動に従事する旨の要請があった場合にあっては、従事することを誓約する者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表の右欄に掲げる補助金交付額の合計額とし、千円未満は切り捨てるものとする。またその交付は、別表の左欄に掲げるそれぞれの費用について1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第4号については、様式第1号中の同意欄に同意する旨の記載をした場合は提出不要とする。

- （1）試験、講習等の日程が分かる書類
- （2）試験、講習等に要する経費が分かる書類（見積内訳書等の写し）
- （3）試験、講習等を受講する者の名前及び年齢が分かる書類（運転免許証の写し）
- （4）町税等の滞納がない事を証明する書類
- （5）誓約書（様式第2号）
- （6）その他町長が必要とする書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）補助事業に要する経費の変更（経費の10パーセント未満の変更の場合を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。
- （2）補助事業の内容を変更する場合においては、町長の承認を受けること。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- （4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

（変更の申請等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業内容の変更又は中止をするときは、幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援事業内容変更（中止）承認申請書（様式第4号）に変更の内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更の承認等）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認の可否を決定し、幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援事業内容変更（中止）承認通知書（様式第5号）により、当該申請をした補助事業者へ通知するものとする。

（実績の報告）

第10条 補助事業者は、資格等を取得するために受験又は受講し、その合否が明らかになった日から30日以内又は毎年度3月31日のいずれか早い日までに幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）試験、講習等に要した経費が分かる書類（領収書等の写し）
- （2）合否を証明する書類
- （3）狩猟免許、猟銃所持許可証の写し
- （4）その他町長が必要とする書類

（補助金の額の確定等）

第11条 町長は、前条の報告書等の提出があったときは、当該報告書の書類を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、幌延町有害鳥獣捕獲担い手支援補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年以内に、有害鳥獣捕獲に従事しなくなったとき。ただし、特別な事情により有害鳥獣捕獲の従事が困難であると認められる場合を除く。

(3) この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	内容	補助対象経費	補助金額
1 北海道による狩猟免許試験に係る経費	①狩猟免許試験予備講習会受講料	受講費用	左記金額の3/4 20万円を上限
	②狩猟免許試験申請手数料	北海道収入証紙にて支払った金額	
	③医師の診断書料	診断書の交付を受けるため支払った金額	
2 北海道公安委員会による猟銃所持許可に係る経費	①銃砲所持許可の初心者講習会受講料	北海道収入証紙にて支払った金額	
	②射撃教習を受ける資格認定料	北海道収入証紙にて支払った金額	
	③銃砲所持許可申請料	北海道収入証紙にて支払った金額	
	④射撃講習受講料	受講費用	
	⑤医師の診断書料	診断書の交付を受けるため支払った金額	
3 上記区分1、2に係る旅費、交通費、宿泊費	①試験又は講習	旅費 1日あたり 2,300円 最大10日分を条件とする。	
		宿泊費 1泊あたり 11,300円 最大5日分を条件とする。	
		交通費 JR、バス乗車代金 自家用車の場合は 距離×町外車賃(30円)×往復分	

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金交付申請書

年 月 日

幌延町長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 補助金交付申請額 円

2. 補助金申請内容

免許等 取得者	住所				性別	男女
	氏名					
	生年月日	年 月 日	職業			
	連絡先	自宅	携帯			
補助対象 経費	①北海道による狩猟免許試験に係る経費				円	
	②北海道公安委員会による猟銃所持許可に係る経費				円	
	③旅費				円	
	④宿泊費				円	
	⑤交通費				円	
補助金交付申請額	上記金額の合計×3/4(上限20万円)				円	
添付書類	①試験、講習等の日程が分かる書類 ②試験、講習等に要する経費が分かる書類 ③試験、講習等を受講する者の名前および年齢が分かる書類(運転免許証の写し) ④町税等の滞納がない事を証明する書類 ⑤その他町長が必要とする書類 ⑥誓約書(様式第2号)					

《同意欄》

この補助金の交付事務に必要な場合、町税等に関する事項の証明について、担当者(幌延町職員)が確認することに同意します。

住所
氏名 印

年 月 日

幌延町長 様

誓 約 書

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金の交付を受けるにあたり、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、町長の要請により、鳥獣被害対策に関する業務に従事することを誓約します。

住 所

氏 名

印

年 月 日

様

幌延町長

印

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金交付申請書を審査した結果、次のとおり補助金の交付（不交付）を決定しましたので通知します。

記

1. 補助金の交付決定番号 幌延町第 号指令
2. 補助金の交付決定額 金 円
3. 交付条件
 - (1) 補助事業に要する経費の変更（経費の10パーセント未満の変更の場合を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、町長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援事業補助金要綱で定める補助金の返還又は減額の規定を了知すること。
4. 不交付とした理由

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援事業内容変更(中止)承認申請書

年 月 日

幌延町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
連絡先

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり交付決定の内容を変更(中止)したいので、関係書類を添えて提出します。

記

1. 交付決定内容の変更

変更の内容		
補助対象経費	①北海道による狩猟免許試験に係る経費	円
	②北海道公安委員会による猟銃所持許可に係る経費	円
	③旅費	円
	④宿泊費	円
	⑤交通費	円
変更後の金額	上記金額の合計×3/4(上限20万円)	円
添付書類	変更の内容が確認できる書類	

2. 交付決定内容の中止

中止となった理由

年 月 日

様

幌延町長

印

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援事業内容変更(中止)承認通知書

年 月 日付けで申請のありました幌延町有害鳥獣担い手育成支援事業内容変更(中止)承認申請書を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 審査の結果

(1) 内容の変更を認めます。

- ・ 補助金の交付決定番号 幌延町第 号指令
- ・ 交付決定額 金 円

(2) 内容の中止を認めます。

年 月 日付け 号による審査結果通知を取り消します。

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援事業実績報告書

年 月 日

幌延町長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先

年 月 日付け幌延町第 号の幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金交付決定書により対象と認定された事業が完了しましたので、その実績を次のとおり関係書類を添えて報告します。

1. 補助金額 円

2. 実績内訳

免許等 取得者	住所	性別		男女
	氏名			
	生年月日	年 月 日	職業	
	連絡先	自宅	携帯	
補助対象経費	①北海道による狩猟免許試験に係る経費			円
	②北海道公安委員会による猟銃所持許可に係る経費			円
	③旅費			円
	④宿泊費			円
	⑤交通費			円
補助金額	上記金額の合計×3/4 (上限20万円)			円
添付書類	②試験、講習等に要した経費が分かる書類 ③試験の合否を証明する書類 ④猟銃所持許可証 ⑤その他町長が必要とする書類			

年 月 日

様

幌延町長

印

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金確定通知書

年 月 日付けで提出のありました幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援実績報告書の審査を実施した結果、次のとおり額を確定したので、通知します。

記

- | | | |
|---------------|------|-----|
| 1. 補助金の交付決定番号 | 幌延町第 | 号指令 |
| 2. 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 3. 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 4. その他 | | |

注1 本補助金確定通知書を受けたときは、速やかに「幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金請求書(様式第8号)」を提出してください。

幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金請求書

年 月 日

幌延町長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで交付決定を受けました幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

交付決定額								円
請求額								円
振込先金融機関名		銀行・金庫 農協・組合			本店・支店 本所・支所			
預金種目		普通・当座	口座番号					
振込 口座 名義	住 所							
	(フリガナ)							
	氏 名							